

# 人材育成支援事業

## 対 象

中小企業・大企業

## 内 容

### 1 対象

企業者が、自ら又はその従業員の能力開発のため、研修を実施するものに補助金を交付します。ただし、1企業1回限りとします。

### 2 対象経費

研修実施に係る次に掲げる経費を対象とします。

- (1) 講師謝金及び旅費
- (2) 印刷製本費
- (3) 会場借上料

### 3 補助額

2分の1以内の額。(5万円を限度)

## 留意点

補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

## お問い合わせ

産業連携開発課 工業係・雇用促進係 Tel 026-248-9033